

支援事業・制度の概要

分野	⑥安全・安心 ⑨まちづくり
活用する場面	VI 「地域づくりの事業や活動について資金助成を受けたい」場面
事業・制度の名称	地域優良賃貸住宅制度
趣旨	民間事業者により供給される優良な賃貸住宅のうち、入居者資格が一定の範囲内で設定されているものについて、共用部分の整備費の一部を助成します。 (旧高齢者向け優良賃貸住宅制度・旧特定優良賃貸住宅制度)
実施主体	民間事業者
支援対象事業	地方公共団体が策定する地域住宅計画等に定めた整備促進地域内において、供給される優良な賃貸住宅のうち、入居者資格が次の範囲内で設定されているものについて、共用部分の整備費の一部を助成します。 収入分位80%以下の世帯であって、 高齢者世帯・障害者世帯・子育て世帯等
採択要件、補助要件	国が創設した制度ですが、市町が補助金を交付する場合に限り、活用できる制度です。 また、工事着手前に、賃貸住宅に係る供給計画の認定と、補助金の交付決定を受ける必要があります。
補助率、補助限度額等	共用部分の整備費の2/3について、国(45%)及び地方(55%)が補助します。 入居者の月額所得に応じて設定される入居者負担額と契約家賃との差額を補助します。
採択枠、募集方法、採択スケジュール等	○補助を実施する市町において募集。 ○国及び市町において予算措置が必要であるため、採択枠、スケジュール等については、事前の確認が必要です。
最近の実績	平成23～24年度 0件 平成22年度 1件(松山市) 平成19～21年度 0件
県の担当窓口	建築住宅課 住宅企画係 TEL:089-912-2760 FAX:089-941-0326 E-mail:kenchikujuut@pref.ehime.jp
関係省庁、団体等	各市町の住宅関係課
関係URL	(財)高齢者住宅財団(http://www.koujuuzai.or.jp/)